平成２１年（フ）第４３８３号
大阪市平野区長吉出戸２丁目21番17―504号
債務者　宮崎　直樹
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４４４５号
大阪市住之江区南港中５丁目３番41―1015号
債務者　池永　武彦
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４４４６号
大阪市住之江区南港中５丁目３番41―1015号
債務者　池永　春代
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４４５７号
大阪府守口市佐太東町２丁目16番９号
債務者　濵田　清惠
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４５６０号
大阪市天王寺区小橋町14番71―1303号
債務者　丹羽　一裕
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４６３８号
大阪市生野区巽北１丁目４番６号　第２ハイツダイシン205号
債務者　光田成江こと　盧　　成江
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４６６０号
大阪市此花区梅香３丁目２番１―206号
債務者　濱**重**　更生
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４７０２号
大阪市阿倍野区相生通２丁目６番19号　ＳＵＮＮＹ　ＨＩＬＬ302号
債務者　雑賀　幸子
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４７２２号
大阪府茨木市桑田町６番12号
債務者　廣澤　之美
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４７７３号
大阪市大正区千島３丁目14番10号　メゾンけやき205号
債務者　森岡　　泉
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４７８７号
大阪府豊中市東寺内町11番10―403号
債務者　藪　　昌子
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４８００号
大阪市旭区大宮５丁目９番１―901号
債務者　小川千賀子
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４８１４号
大阪市平野区長吉長原西３丁目６番41号
債務者　辻岡かおり
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４８４８号
大阪府交野市妙見坂７丁目23番20号
債務者　松島眞由美
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４８６７号
大阪市平野区瓜破西２丁目７番５号　デリシャスコーポ301号
債務者　泰山　公平
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４９１４号
大阪府茨木市庄１丁目20番24号
債務者　室溪**あ**惠子
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４９３０号
大阪府東大阪市上六万寺町12番15号
債務者　岩満　友子
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４９４３号
大阪市旭区清水４丁目６番10―414号
債務者　松本　利幸
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部